

学校法人行吉学園評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、評議員の報酬、手当、慰労金及び旅費について必要な事項を定める。

(報酬の支給)

第2条 評議員の報酬の額は、別表第1のとおりとし、業務従事回数により支給する。

(手当の支給)

第3条 評議員に通勤手当として通勤に要する実費を支給する。

2 前項にかかわらず、評議員の通勤に要する実費が3千円に満たないときは、定額の通勤手当として3千円を支給する。

3 学外評議員が研修に出席したとき及び評議員会を除く他の法人業務に従事したときは、法人業務手当として1回1万円を支給する。

4 評議員会において議長に従事した者に対して、別表第2のとおり手当を支給する。

(慰労金の支給)

第4条 退任する評議員のうち在任期間が8年を超える者については、100万円を限度として、理事会の議を経て慰労金を支給することができる。

2 慰労金の額は、功勞の大小、評議員在任期間の長短、過去の支給例等を総合的に勘案して決定する。

3 慰労金は、特別の理由のない限り、退任後3か月以内に、評議員から指定された金融機関の口座への振込により支給する。なお、特別の理由がある場合には、申し出の時期又は理事長が適切と認める時期に支給するが、この間の利息は付さないものとする。

4 評議員が死亡により退任した場合又は退任後慰労金の支給を受ける前に死亡した場合の慰労金は、その遺族に支給するものとする。この場合において、遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法の例による。

(旅費の支給等)

第5条 評議員が評議員職務の執行及び理事長の求めにより出張した場合には、旅費（交通費、日当、宿泊費をいう。以下同じ。）を行吉学園出張旅費規程に準じて支給する。

2 評議員には指定職の区分による旅費を支給する。

3 評議員の宿泊料を学園が負担した場合には、宿泊料を支給しない。

4 評議員の報酬、手当及び旅費に課税される場合の税額については、学園が負担するものとする。

(支給方法)

第6条 報酬、手当及び旅費は、従事した日又は出張した日の翌月末までに、評議員から指定された金融機関の口座への振込により支給する。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が常任理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 役員等の報酬及び手当等に関する内規及び学校法人吉学園役員退職金等に関する内規は、廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

評議員の報酬額

区 分	支給単位	金 額
学外評議員	1 回	15 千円
学内評議員	1 回	5 千円

別表第2（第3条関係）

議長手当

区 分	支給単位	金 額
議長従事者	1 回	15 千円

1日に複数回の会議が開催され、それぞれ議長に従事した場合については1回として取り扱う。